

事務連絡
令和3年3月30日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

高等学校及び中等教育学校における「通級による指導」
実施状況調査の結果について

日頃より特別支援教育の振興に御尽力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、令和2年10月5日付け事務連絡で依頼した「高等学校及び中等教育学校に
おける「通級による指導」実施状況調査」の結果を別添のとおり取りまとめましたの
でお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては、お手数ですが、都道府県の私立学校担当課と
域内の高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を設置する市区町
村（指定都市を除く。）教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会及び高等学校等を設置する市区町村教育委員会におかれ
ては、今回、指導体制を理由に通級による指導を行わなかった学校が多かったことも
踏まえ、引き続き、地方財政措置を活用するなどして、「通級による指導」を含めた
特別支援教育の充実に御尽力くださるようよろしくお願い申し上げます。

記

高等学校等における通級による指導の実施状況について

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,485人中、実
際に「通級による指導」が行われたのは1,006人であり、実際に「通級による指導」
を行わなかった生徒1,479人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「指導体制が取れなかったた
め」との回答が最も多く1,085人、次いで「本人や保護者が希望しなかったため」と
の回答が337人、「その他」が57人であった。

（参考：高等学校等における特別支援教育に係る地方財政措置について）

（1）高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必
要な加配教員254人（対前年度47人増）に必要な経費を措置。 など

（2）特別支援教育支援員の配置の充実

公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、
学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置経費を措置。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
電話 03-5253-4111（内線3191）